

神奈川県内広域水道企業団議会告示第3号

神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年神奈川県内広域水道企業団条例第1号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第51条の規定により、令和4年度における神奈川県内広域水道企業団議会における議会個人情報保護条例の運用状況を公表する。

令和5年6月30日

神奈川県内広域水道企業団議会

議長

1 議会個人情報保護条例の運用状況

(1) 自己情報の開示請求等の状況

なし。

(2) 個人情報取扱事務登録の状況（年度末）

（件）

実施機関		議会
登録の別		
25年度		14
26年度		13
27年度		13
28年度		13
29年度		13
30年度		13
R元(31)年度		13
R2年度		13
R3年度		13
R4年度		13
登R 録4 内年 訳度	新規	0
	変更	0
	抹消	0

2 神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会の状況

(1) 神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

神奈川県内広域水道企業団情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合した神奈川県内広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、令和4年度に次のとおり開催した。

(1) 第1回審査会（第5期）

ア 開催日 令和4年9月26日（月）

イ 開催方式 書面方式

ウ 議題

（ア）審査会の運営に関する確認事項案について

（イ）会長の選出について

（ウ）会長職務代理の指名について

(2) 第2回審査会（第5期）議題

ア 開催日 令和4年12月12日（月）

イ 開催方式 対面方式

ウ 議題

（ア）個人情報保護法改正に伴う企業団の対応について（諮問）

(2) 諮問及び答申の状況

令和4年度は、審査会に対し、個人情報保護法改正に伴う企業団の対応について諮問を行い、企業団における新たな条例（案）について答申が得られた。

なお、令和4年度までにおける審査会に対する諮問及び答申の状況は、次のとおりである。

【審査会からの答申で、諮問の内容が適当なものと認められた件数】

案 件	実施機関	議会
1 個人情報保護条例第4条関係 (取扱制限適用除外)		2
2 個人情報保護条例第6条第4項第6号、 第6項関係（本人外収集）		3
3 個人情報保護条例第6条第4項第6号、 第6項関係（本人外収集に係る本人非通知 （類型））		4
4 個人情報保護条例第7条第1項第4号、 第2項関係（目的外利用・提供）		4（1）
5 個人情報保護条例第7条第1項第4号、 第2項関係（目的外利用等に係る本人非 通知（類型））		4
6 個人情報保護条例第8条第2項関係 (オンライン結合)		1

注1 件数のうちカッコ内は、意見付で了承されたもので内数

注2 表中1から6は、個人情報保護審査会における諮問件数である。
(個人情報保護条例第46条第2項の規定による諮問を除く。)